

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 29 年 10 月版

第 171 回法律問題研究部会

- 開催日時 平成 29 年 11 月 25 日（土） 午後 1 時～午後 4 時
- 開催場所 PCSA 会議室
- 出席人数 部員 15 名、賛助部員 2 名、正会員オブザーバー 1 名、合計 20 名
- 出席者 <リーダー>
- 荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役
- <サブリーダー>
- 八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長
- <部員>
- 辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長
- 玄 昌起 株式会社ダイナム 営業統括部 業務担当 部長
- 生島 靖也 株式会社ダイナム 法務・リスク管理部 法務担当
- 佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 グループマネージャー
- 住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長
- 斎藤 明 夢コーポレーション株式会社 経営企画室 リスクコンプライアンス担当 マネジャー
- 吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査
- 若林 昇 株式会社キョウサン
- 小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター
- 武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長
- 小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長
- 志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員
- 西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長
- <賛助部員>
- 國澤 良平 株式会社大商 景品流通部 部長
- 長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 サブマネジャー
- <正会員オブザーバー>
- 福島 一実 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 オペレーション改革グループ

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

相談窓口の延長、拡大、出向社員等に関する費用、その費用負担の割合等について情報を共有した。また、自己申告プログラムには、家族申告プログラムなどが追加されており、そのほぼ完成形のマニュアルの内容、ポスター、リーフレットについて情報を共有した。また、21 世紀会に対して弊協会より安心パチンコ・パチスロアドバイザーの受講に関して全日遊連非加盟店舗への対応や依存対策の対応見直しなども含めて意見を具申した。各社、自己申告プログラム、家族申告プログラムの内容を確認、導入について問題がないかご確認頂きたい。

2) 新基準に該当しない遊技機 設置比率アンケート

今回の資料は11月1日時点の設置比率アンケートのまとめ。一方、日遊協より11月30日での全日遊連非加盟店舗の設置状況の確認を依頼され事務局で、非加盟店舗だけでなく、会員店舗全てを確認。期日超過する店舗、企業は無かった旨を報告する。

3) 一般社団法人余暇環境整備推進協議会（余暇進）課長補佐講話について

講話の最初に「依存」、2番目に「射幸性」、続いて「不正遊技機」と話された。「流通健全化」に関しては「くぎ確認シート」の活用に言及された。例年と異なるのは、「広告」「賞品」は一切触れられていない事。ここまで範囲が絞られている講話はここ5～6年なかった為、行政の方向性が明確に見て取れるとの意見が出された。

4) 18歳未満立ち入り禁止対応について

全日遊連から傘下会員へ、18歳未満が遊技をしてしまった後、出玉没収の上遊技料金の返金はしないという方針を通知した。当部会では、「契約以前の状態に巻き戻す」事を前提に「遊技料金を返金する」という方針を取る会員企業が現在も多数を占めている。また、各地域の遊協や所轄より、返金をしてはいけないという意見が伺われており、その法律的な根拠を知りたい。また、風営法や民法、商法との絡みもあり、識者の見解を聞きたいという意見もあった。最終的には全日遊連へ書面で質問をする事となり、文面その他を検討した。

5) 法律問題研究部会 質問コーナー

Q1：玉泥棒が発生した場合の対応について

実被害者はお客様として、ホールとしては捜査協力への前提としても、お客様より被害届を出されることを推奨している。今回は「計数されて交換されているということは、ホールが詐欺の被害にあった、ということで、被害届はホールが出すように」と言われ、お客さまの被害届が受理されないケースがあった。各社、具体的にどの様な対応をしているのか？

- ・お客様が被害届を出さない場合は対応を終了。また、警察がそういった理由での被害届の受理をしなかった例は聞いたことがない。

Q2：変更承認(承認通知含む)等の書類について、保管期間はどのようにされていますか？

- ・通常の入替書類、変更届、営業面積の変更時等単なる入替とは異なる変更承認書類
- ・店舗保管、本社保管
- ・規定上5年。遊技機関連は3年。保管場所は店舗。
- ・基本3年。営業面積に関しては無期限。保管場所は店舗。
- ・風適法に関する書類はすべて「7年間」の保管を義務づけている。保管場所はすべて店舗だが、廃棄は1年に一度本部に収集し業者に委託。

6) 回胴遊商による確認証紙(認定申請用)に関する臨時対応について

認定申請において発給される確認証紙の不足に対応するため、臨時的証紙を発行する事。そして後日正規の確認証紙を発行、取扱主任者が改めて正規の確認証紙を貼付する事などが通知された。

7) 次回開催

平成29年12月16日(土)
午後2時～5時
PCSA 会議室

以上